



日本墺地利洪葛利貿易取調書附錄 貳  
往復書柬會議聞書等



414  
A 3153  
4

心手紙致上貴然先日閣下ハ海國日本兩國間之  
貿易を盛ニ致度件ハ未決ニ及ト其節用詔致置貴輸  
入出之小録目共送取調置貴分則差違申貴方國貿易  
ノ條約書ニ有ルニ輸出入ノ租税ハ一般同トシ之  
隨ハ海國トテモ他邦同様別ニ差異有之貴且又其節  
用下ヨリ詔示有之貴海國ニ於テノ運上及運輸之象  
要用有ル旨後ヨリ詔差贈リ取下貴方ノ極大之欣謝  
不可及之貴先ハ海國日本トノ際ニ於ケル貿易を盛  
ニ致度希望致此段得取意也

明治七年四月廿七日

海國貿易執政

ハニハニス閣下

辨理公使佐野常民

大正十一年四月  
大隈侯爵郵寄贈

日本に輸出の税則

一 色付木綿糸	百カッチーヌ付 七分五拾銭
一 毛糸	全 拾分
一 羅紗	英ノ三拾四ツアル迄六 百ヤルニ付 九拾五銭
一 全	英ノ三拾四ツアル以上五ツアル迄六 百ヤルニ付 十拾五銭
一 全	英ノ五拾五ツアル以上ノ物ハ 百ヤルニ付 十拾五銭
一 寢臺器物等馬覆	拾 カッチーヌ付 五拾五銭
一 梳用 フランケットノ類	全 筒ニ付 五拾五銭
一 帆布綿 麻或ハ木綿	拾 ヤルニ付 貳拾五銭
一 延銭	百 カッチーヌ付 拾五銭
一 鋼	全 六拾五銭
一 窓硝子	百 リッドラース フッスニ付 三拾五銭
一 燭燭	全 其方 貳拾五銭

一 萃類

全 外貨

一 紙用網

全 其方 拾五銭

呂物の價より五部税を拂 他は其の

一 細工硝子類

一 曲リ木製の家具

一 ランプ

一 鉄并鋼の道具等

一 形銀物類

一 歐洲風の陶器類

一 蓄養長蓄

一 酒

一 麦酒

一 小冒物

支税の物

- 一 茶器用ノ銀
- 一 革行李并衣服
- 一 パラオイン

日、於テ輸出税則

一 石炭明	百ロツチノスニ付	八割
一 附子	全	九拾弐
一 麻	全	貳分
一 樟腦	全	七分八拾弐
一 珪并皮紙	全	七分
一 生糸并捻リ糸	全	七拾五分
一 廢斗糸	全	七分五拾弐
一 屑糸	全	貳分五拾五弐

一 烟草	全	七拾五弐
一 茶	全	三分五拾弐
一 白蠟	全	七分五拾弐
一 寒天	全	貳分五拾五弐

輸出之荷其物品之價ニヨリ五分税を  
て拂マシメ

- 一 漆物類  
升。皿。物。陶器。漆器。銅器。蒔繪。象牙。扇子。磁器。甲之類
  - 一 地縁之類
  - 一 家具用雜物
  - 一 金ノ系
  - 一 紅花
- 目錄ニ記載セザルモノ

一葛粉

一楮

一苧麻

緞物及茶之輸出税規則之進つて其要事

四月廿七日附之貴嶺其海口上る閣下日本深地利  
商國曾一層親密なる貿易交通を其奥度旨并る右  
目的を達せん為深地利洪葛利ロイト會社を以て其  
通航を開き度旨申越有之其付左之條々謹る申

進安

右直通之象若商國貿易職業之進歩之為ノ至極之好  
手毎を存し其付末洲港を經る海上トリエストより  
日本重要之港々迄運用之入費減りたる也又其右用  
向多共其或等節其會社於之取手可有之哉  
有美り其為其者然々ロイト會社既取之役所は掛  
合越其趣は然閣下其差出共潤書到來ソ多其右  
の寸今之取扱方其運賃其時見トリエストより

十  
務  
首

日本之官之文書為ノ事ニ為女妻細馬兼知者ニ度後  
分所之通リ申出被ク賜ル古漢地利日本之官之文書  
船交通之與相被為口ト層社之損名を日本政府ニ  
引更古成之申裁并ニ成干種取物成古成也ト  
何卒閣下より拙者ニ度通達云々度切ニ奉申望被右  
中進度并ニ表裁具意可上  
千八百七十四年七月十七日

貿易事務

執事 務執政

カフアリアルルグルメツキ

日本皇帝陛下辦理公使

佐野常民

閣下

写

千八百七十四年五月十八日在トリエスト港漢洪口  
ト下蓋帝私會社之頭所後所ニ於テ

皇帝陛下執政局之貴下ニ申ス

下名之頭所後共當月二日甘漢地利と日本との貿易  
交通之義ニ甘漢港之貴箱謹ニ高金ニ於テ右航  
海運賃之表を差出申出

トリエストと東亞細亞之各港と直通等之義ニ甘  
ト會社ニ於テ長年殊ニ末滿開鑿以來他之郵便私  
會社ト特別之適合ニ及我國の高法を通第直通より  
起ル利益ニ省ニ損者カ致居其開年トシテ双方  
即チトリエストより東亞細亞並ニ東亞細亞海

事務

トリエスト 追所謂寄合運送之道を開き其意なるに  
に周リトリエスト之商人乃以運用方に於るを直達  
之船切手を以て為物差出に又之を受所其業を計其  
事多甘分仕立之港地利蓋船を以て此東洋諸港と  
往來改考と脚を遺去其右に内地之商人又之  
製造人之をトリエストを經て各處に為物差出  
節トリエスト追并に其海運債をトリエストお  
人と更にお賣其業之陸地運送を大概此老の方  
に於格別之を拂又其南方鐵道會社中右に付其合  
算其業に甘更に艱難其業を採に採也  
別紙(い)号之運賃附之る原説之通米海運を經るト  
リエストより支那日本に往來を既にお立居りホル  
トサイドに於るホルツ線に結ハ佛郵便船會社之線

に移り而してニニニエラールリーントタル會社とお  
殊運賃取居也

此方を以て運賃并に時間に於る方之利益有之且三  
線共運賃算用を付て之を互に從合を採居也  
右運賃に於る積荷之品物に抱るす味之を二種  
に區別致一は尺量に因る其業者一は重量に依り  
右斗り其業者之其尺量に依り其業者のハ一噸に付其  
之四十尺立方重量ハ一噸二十セント子ル其用其  
為物大量に於る其業者又其重量に於る其業者差出人  
之便利に任せて申也  
上掲載の如し其運賃并に其之其貨銀之内陸地利  
供葛利ロイド會社之多に其業者高ハ其船往來之里數  
に決して其當に其之其業者之其業者之其業者之其業者

る減少致す物に之を以て一時運送古増共右運賃之直  
段を要し其事ふ可其故ハ輸出せ進歩せしめ凡為  
極低價に任組有之其業、保運費右為物口ト社  
中より受取申渡他之會社、付与古拙者方ニ直之  
古減費得る事アリ、而申渡會社ニ右状態を考へ所  
方をもつ其之裁否ハ其會社に任せ置申渡外其之裁  
但し以上所載之通既殊ニ日本橋濱長崎兵庫運口  
イト及ホルト會社ト以て之運賃極低價なる事ハ  
申渡をも之也

トリエストニ向け積出為物ニ物ト古上文申渡其通  
り直達之船切手を以て亞細亞各港より輸出致す事  
亦可申渡併右之の古違古右之被地ニ於て積出之  
節之相場ニ應じ右極低申渡有之其右高之内系于金

未滿港不當方迄之運賃ハ望滿口ト社中ノ之事ニ依  
申渡右運賃も亦極低價に減し有之其古[右]中ノ表ニ  
る所後之社下也

以上申渡其業ハ批政局貴下我既所役所ニ之漢地利  
日本及東洋各港ト貿易交通を希望し第々之注  
意致居る方之業亦古或古難を要其者古弟  
一ト口ト會社有之其段古篤ト既了解之有之奉存

諸日本政府ハ希望致す日本トリエスト之旨ニ直航海  
往來ニ甘る其性ニ貿易ニ利益有之其事ト存其右  
之業ニ甘既ニ積蓄之義既ニ一得ニ有之也  
日本ニ往來之時留一ト噸積之船を以て大凡五ヶ  
月を費し其入費ハ拾貳万クルデンを要し可申其積



為充分者ト右考其為第一噸尺量并ニ重量トモ大  
凡六磅ニ右南リ可申併方今之有標トモ其積為充分  
ト申子先難ナリト有之然トモ右ニ損亡ナ開子  
亦多之所有之右方其トノ関涉ニ政府ナリ保償ハ亦  
ト出ナリ外無之也

右財庫之金高古二三度既海往來之故ナリテ其儲  
其定中得テ其難在生其方以此試ニ生來之入費其論  
勘定書差出共其會社ハ其拂子也其生トモニ在等共  
但ニ會社ニ在夫其試檢乃為多少利益を得共冒決  
其元金<sup>ハ</sup>利<sup>カ</sup>加<sup>ハ</sup>其象<sup>ハ</sup>其<sup>ハ</sup>即頭取局<sup>ニ</sup>在夫唯其  
也入費乃ニ在<sup>ハ</sup>其外<sup>ニ</sup>利得<sup>ハ</sup>其<sup>ハ</sup>不申<sup>共</sup>  
亦者日本辦理公使此<sup>ト</sup>其<sup>ハ</sup>甘所考有<sup>ニ</sup>其由<sup>ニ</sup>其日本  
直就通<sup>ニ</sup>入費<sup>其外</sup>之<sup>其</sup>付<sup>ニ</sup>批政局貴下<sup>ニ</sup>申進<sup>共</sup>其

ト楽堂安敬具

明治七年七月

歌頭

リットマイエル  
ボルシーニ  
シラドモルヒエルゴ

ト  
奇  
自

運賃

支那日本にホルトサイドに於る積替ホルトライイン  
等船を以て運送

トリエストより

一頓三付

伯南、那高、坡、香港迄

八十ニルリング

上海迄

八十五ニルリング

福海及厦門積替

百四十ニルリング

マニラ

百三十五ニルリング

パタヒヤ 那高積替

百三十五ニルリング

サマランソラ 全防

百四十ニルリング

パタンマカッサ 全防

百四十ニルリング

横濱 香港積替

百四十ニルリング

長崎、兵庫、上海積替

百四十ニルリング

運賃五十シリングを以て下と其以下は  
交わらず

運賃を差出しヤブトリエストに於て掛り  
印度支那澳斯古利亞迄は西歴山里並に東海より  
鐵道通りベニンシエラールオリエンタル會社並に郵船を  
以て運送定直段

後トリエスト至	一噸	甲送	一噸	平品
西丁孟買	七十五シリング		五十五シリング	
コルマダラスガルコツタ	百十五シリング		九十五シリング	
香港上海	百十五シリング		九十五シリング	
檳嶼	百七十五シリング		百五十五シリング	
澳斯古良里亞	二百九十五シリング		二百九十五シリング	
重き品物を一トシに付運賃一刻増				

一ト磅以上の貨幣又は地金

澳斯古良里亞に

一分或厘五毛

他各港に

七丁五毛

一ト磅以下の貨幣又は地金並に高價の品物

澳斯古良里亞

一分或厘五毛

他各港

七丁五毛

印度支那及シントマウリチエス迄はホルトサイト又は

西丁積蓄佛蘭西郵船會社並に郵船を以て運送

貨銀

一噸單フット立方又は百キログラム

ボンジセリマラダス

百フランク

香港

百六十八フランク

マニマウリスランウニヨン

百八十七フランク

貨幣又は地金及高價の品物

ボレジセリ、マダラス、カルユッタ 一分

新嘉坡、香港、上海 一分或丁五元

パタヒヤ、長崎、横濱 二分

運賃三拾五フランクを以て算し、ト其以てふ  
更ふ

トリエスト、その貨銀を拂ふ、後拂ふ、(米、米)  
千八百七十三年十二月

③

博地、利洪、萬利、ロイド、會社

去那、東、印度、より、直達、船、切、手、を、以、て、積、越、乃、為、物、ホ、ル

ト、サイ、ド、より、トリ、エ、ス、ト、コ、ン、ス、タ、ン、チ、ー、ノ、ー、プ、ル

オ、テ、ワ、サ、迄、運、賃

カ、ル、コ、ツ、タ、より、米、ル

硝石、砂糖、種物、角 二十セント子止、類、付、二十ニシリング

蜜、蠟、黄、雲、母、米、漆、

木、右、囊、或、ハ、箱、入

阿、仙、藥、乃、ト、囊、入、茶 十八センチウエート、噸、廿、二十ニシリング、六、ダ、ス

生、姜、胭、脂、花、烏、麦

茶、梗、烟、草、麻、豆、麻

藥、品、蔓、多、華、胡、椒

縮 十六センチウエート、噸、廿、十九ニシリング

十、番、首

皮革

十四センチウエート一噸ニ付十三シリリング

ウエーテ水綿、麻、フラス

屑糸木香シユンセー囊入五囊五十二方尺ニ過ナル者十九シリリング

藍

茶及他尺ヲ以テ量ル者 五十尺方一噸ニ付 十九シリリング

支那より来ル者

生糸

五十尺方一噸ニ付 三十シリリング

藍

四十尺方一噸ニ付 二十シリリング

茶及他ノ尺度ヲ以テ量ル者

四十尺方一噸ニ付 十四シリリング

他ノ高為物ニハ

或十センチウエート一噸ニ付 二十シリリング

十八センチウエート一噸ニ付 二十シリリング

十六センチウエート一噸ニ付 十九シリリング

十四センチウエート一噸ニ付 十三シリリング

二白古ノ買賃を以て換之各港ニ於ては掛中ニおき居る

る

千八百七十二年十二月

以手紙致致此書者先日係談判、及び通商津國日  
本之貿易を盡くするを以て協議の上は不  
調有之蓋し甘閑下り、貿易會工業高會の者を此者  
方より日本ノ事情ノ明瞭なる者一商人差出可申答  
と被依る威府在另日本公使館書記官渡邊氏及ドク  
トルワケ子ル氏右高事會議之席に於て存在且又  
此者係ハ八月初旬為是ノ目的ヲテワケ子ル氏モ同時  
日本に出入可致其官右之會議前月中ニ有之其様致  
度海ノ閣下ニ希望致其殊ニ此一條之般の會議乃ハ  
予て之ヲ定難致る、其官右之重子ヲワケ子ル氏日本  
ニ歸り去る所斗々中其右渡邊氏ハ威府ニ永ク在另  
之致其閣下今日布海國支那之貿易ノ閣下係

本邦諸民ト同氏を以て利令せしむる所なり其期  
て互に其從話之細察に協像するを得ん故令て其  
ト為其令て閣下の良ふ快速に快路に赴き其様所念  
仕共其具

亦八百七十四年於イツシエル

七月十七日 辦理公使佐野常民

貿易卿トクトルバハニス

閣下

澳地利貿易省會談論の寫

千八百七十四年威府九月三日 澳地利貿易省

帝國日本代理官貴下

以手評申述其陳者千八百七十四年八月廿九日附の  
高東より前年七月廿九日當帝國貿易省に於る澳  
地利日本商團ノ際ニ盡くある貿易の端を閣下事ニ付  
集談有之其論論書の寫を帝國日本代理官貴下に差  
進申す也

千八百七十四年七月廿九日 澳地利貿易省會談論書

課長 フランス、ガルワート氏

會談ノ人負 博士 ミグチルカ氏

十 自

全 ホンハールド氏

全 博士ヘルマン氏

全 書記官大博士カールヒベルグ氏

書記官カイルリホウスキー氏

日本公使館書記官  
海邊氏

通年  
博士ワケズル氏

下評判利勸業協同會長  
リッテルホンチンメルマン、カールハイム氏

威府貿易及工業會代人  
アルミニヨ、コーン氏

漢語商務總出校舎代  
エドワルド、カニツフ氏

東洋及東亞細亞幹事代人  
アルトウ、ホニスカラ氏

ミニストルアル、コンチピスト  
ツアブワシ氏

諸論筆記者

議長共會後を閉即チ日本辦理公使佐野常民君イツシ  
ルに於る多ハる七十四年七月十七日附たる貿易協  
博士バンハンス氏閣下ニ贈リタル書翰を指示シテ  
此書翰を以テ日本辦理公使漢地利日本商國の協定書  
大ナル貿易ノ端ヲ其々目的ヲテ貿易會及工業商會  
ノ者共商政府の名代人有付協定アリタル所因書  
ヲ希望致シ其後四月中日本辦理公使漢國日  
本ノ協定貿易ヲ盡スル手段ヲ貿易協定申立ニ在ル  
且ツ有付漢語商務ロイド會社ハ茲ニ新設直達ノ方  
法ニ立度有付希望シ商國ノ利益ヲ隨ル多カルベシト  
日兼申達ニ有付居ル新議長ヨリ申示サレタリ依テ實  
務省ロイド會社ハ南鐵道會社ト共ニ右直達ノ漕

十 務 自



運ヲ立テ其運賃定價ノ様様有ク存シ付何種ノ扶助ヲ  
要スル哉了申出旨申達ニ由ルハ其返答書ノ趣旨ハ  
既ニ當年七月十七日付を萬六千二百六十四號ノ書  
東ヲ以日本辦理公使ニ申達ニ由ル即チ南錢道南會  
ノロイド社ニ於テ更ニ之般ノ率ナク低價ノ運賃  
ヲ定置キ既ニ有ク然スル先例モ有ク趣旨ニ由ル  
タル由該長ト申出ラレタリ○右直達ノ事ハ付委曲如  
斯且ツ千八百六十九年十月十日付津地利日本際ニ親  
睦有ク貿易通商ノ條約締結ニ由ル亦右モ右國ヨリ  
昭々然ク設ケ置キ奉ル事亦居右貿易ノ基礎是ニ  
足レリトナス惟是ニ涉テ付テハ右ノ月目的付支度  
府ニ之ヲ扶助スルノ方法如何ヲ豫定スベキニ在リ  
ト該長ヨリ申出ラレタリ

ミニステルラート、ホニ、カールド氏、トリエスト、ホン  
バイノ運輸ニ付ロイド高社トノ修約ニ於テ「トリエ  
スト」橋渡ノ際ニ既ニ右ノ運賃方右立居リ之為一  
國之運賃ヲ以テ直達ノ往付ヲ立居ル積習等ノ手數  
を省クハ裨益アルベキナリ尤當時ロイド會社ニ  
トリエスト「ホンバイ」ノ運輸ニ付海路「三」付一キ  
ルテニハ「カライツ」ノ扶助ヲ受居リ又「ヤニ」スラ  
ル商會有ル「ボンバイ」香港橋渡ノ際海路五千八百六  
十里ノ間一里ニ付「三」銀三キルテニ三十二「カライツ」  
ノ扶助ヲ受居ル事殊ニ右英吉利ノ商會ハ炭價ノ石炭  
を用ヒ「カ」漕運ニ多ク有ク「ロイド」會社ノ「ホン  
バイ」日本トノ漕運ニ付テ其扶助金為又其高を多く  
定メラレハシ

カンメルラートコーン氏ニテ條約ヲ舉ク一ヲ曰ク今  
今澳和利日本ノ際ニ貿易ヲ盡令スル目的ニ付高  
法家ハ如何スヘキ哉ニ曰因テ政府ノ為スル如何  
スドキ哉○右第一條約ノ意ハ先ハ商會内國ノ物品  
ヲ運送賣却ノ為ノ其為ス所如何自ラ其所置ヲ為サ  
タル可カラズ然ラテ社會此ニ注目セス彼ノ巨大ナ  
ル輸出貿易ヲ取扱ヒタル英人スラ破産ニ及フニ非  
ラスヤト云意ナルベシ○日本ヨリ輸出物品ハ我國ニ  
要スル多寡ヲ只其輸出品中一ノ要用品ハ種紙ナレモ  
當今既ニ其ノ用薄ク且後次等ニ要用品減少スルハ豫  
メ可期ナリ○貿易ヲ盡ニスルハ政府ノ要務ナラズ  
ノ扶助アルヘシ併シ之ヲ扶助スルノ方最儉ヲ要ス  
令政府ノ扶助ニヨリロイド商會ヨリ直達漕運ヲ立

テ吾國ノ貿易莫実ヲ終ブテハ案ニ謁望スル所ナリ  
カンニツツ氏、純粹ナル高法ヲ論テ曰ク先  
ツ日本ヨリ我國ノ輸出品ヲ用ユルテ少ク飾具及  
其物品ノ如キハ只彼地在留ノ外國人ノ之少シク  
要スト雖モ内國人ノ之全クニ要用品ナリ唯日本  
ニテ重ク入用ノ品ハ製造物ヲモフアクトウールナルベ  
シ○日本政府ヨリ彼地貿易ノ景況告知アリ之ニ因  
テ我ニ業者日本トノ貿易ノ端ヲ多クテ得ハ日本ト  
ノ際ニ輸入出ラ盡令スルニ案ニ希望スヘキ事ナリ保  
シ右直達漕運取扱ヒノ為メロイド商社ヲ扶助スルハ  
利益ノ事ナルベシ  
カンメルラートコーン氏前言者カニツツ氏ノ説ニ反シ  
テ曰ク日本貿易ノ景況取扱ヒハ商會自ラ可行キ事

事務省

ニテ以本政府ノ関スル所ニ非ス際へハ彼ノ英佛瑞  
西等ノ商人ノ如キ其子息名代人ホリ輸出前ニ出張  
セシメ其地ノ貿易ノ情態ヲ習ヒ學ブシム如斯ク仕方  
ハ令我國ニテモ物品ヲ他ニ輸出セント欲スル者注  
意アリ度事候モ我國ニ在ル今迄如斯遠況ニ品物ヲ輸  
出セシメハ古来未嘗有ル事ノナリ

トクトルワグ子ル氏極政府ノ補佐殊ニ日本政府ノ  
補佐ハ何ヲ望角ノ者トセシヤ日本政府ニ於テハ澳  
國ヨリ差出タル名代人ヲ内國ノ大商ト一致セシメ  
此手扱フテ貿易事情ノ研究ニ時月入費ヲ省カシメシ  
ト欲ス英ニ有る名代人ノ外双方ニ物品見本所ヲ設ケ  
輸出入ノ物品ヲ商會ニ詳明ナラシメント欲ス  
トニツツ氏コレ氏ノ説商會ヲシテ自ラ外國商法ノ

情態ヲ探リ知ラシムルト云ハ好策ナリ候モ日本ハ  
ノ旅費並ニ名代人ヲ遣ルノ雜費巨大ナルベシ

議長名代人ヲ遣ルトテ付テハ多クノ商會一致スル  
ナルハシ

カニツツ氏我輸出品ノ少キニヨリ多クノ商會其目的ニ  
一致スルトハ疑フヘシ且ツ其際ニ必ス嫉妬ノ交置  
ヲ生スルハ顯然ナルヘシ

議長 日本辨理公使ヨリ遣サレタル日本ハノ輸出品  
目録ヲ出シ示セリ

リツテルホニチニメルマン氏有目錄中津國ヨリ日本  
白輸出スル物品他國ト古栝桿スル者ヲ奉ケ示セリ  
曰羅紗銅錢極上皮膚硝子乾曲木家具硝子燈西洋人用  
ノ磁器瓶入ノ麦酒其價貴履及長履之ニ反ニ他國ト

ト  
奇  
旨

栝楫之羅キ物品ハ、鉛網、具、尋常ノ皮靴、床掛、馬覆、  
旅用ノ掛物、如ノ用品、鉄及鋼、鉄製ノ器具、諸呂、絨、銀、  
掛及彩、銀製ノ物品、茶箱、之類、之類、之類、之類、之類、  
品物ナリ、目錄中、其他ノ物ハ、今ク輸出ニ供スルニ能  
ハシ、斯クホシ、チニメルマン氏ノ月算ニ於テ、右目錄中  
ニ記載ナル輸出品ヲ算スル中ハ、殆トロイド會社ニ  
直達ノ物、甘ク立ル様々、加給シ、不能者ナリ、曰氏曰ク  
ロイド高會ニナリ、試檢ノ旅ヲナサシムルハ、第ニ上策ナ  
リ、寫レク、之ヲ豫メ、右ノ關係アル高會ニ、公布シ置カ  
レタシ、且曰ク、右ノ甘、海國辦理ノ使リ、ワッテル、ホシ、シ  
エフ、ヘル、及ヒ、高名ナル、之業、家ト共、當年八月廿七日  
ハ、海國工業會、之集會アリ、篤ト、協後、之、高、高、一致ノ  
上、日本、之、試檢、旅行、ヲ、遣ル、事、多ク、試ノ、物品、ヲ、送致ス

スル、丁、ホ、ヲ、淺定アラニ、コ、チ、希、至、スト  
ミ、ニ、ス、テ、ル、ラ、ト、博、士、ミ、ゲ、ル、カ、氏、日、本、ト、輸、出、品、ノ  
事、ヲ、定、ム、ル、ハ、大、ニ、可、好、事、ナ、リ、元、來、輸、出、ハ、肝、要、ナ、ル  
物、ニ、テ、以、テ、工、業、ノ、裨、益、ヲ、為、シ、且、ツ、物、品、ヲ、諸、方、ニ、輸  
出、ス、ル、片、ハ、價、ノ、高、低、自、ラ、補、フ、ヲ、得、ベ、シ、右、高、法、結、合、  
為、英、佛、ニ、重、モ、瑞、西、於、テ、ノ、如、ク、若、年、ノ、者、ヲ、彼、地、ニ、送  
リ、以、テ、高、法、ノ、基、礎、ヲ、立、テ、シ、ル、ハ、實、ニ、不、後、ノ、良、法、ナ  
リ、保、シ、今、惜、ム、ラ、ク、ハ、我、國、國、ニ、之、ヲ、習、ヒ、行、ハ、ン、ト  
欲、ス、ル、ト、モ、豈、ニ、得、ヘ、ケ、ン、ヤ、又、尚、今、ノ、形、勢、ヲ、見、ル、ニ  
別、ニ、國、益、ヲ、為、ス、ト、モ、不、見、シ、今、爰、ニ、奉、テ、問、フ、所、ハ、以  
據、ニ、臨、ミ、之、ヲ、所、ス、ル、良、法、アリ、ヤ、吾、年、而、シ、テ、何、ノ、時  
何、ヲ、行、ヒ、得、ヘ、キ、ヤ、○、今、倭、國、ヨ、リ、日、本、へ、輸、出、ス、ヘ、キ  
品、物、ナ、キ、ニ、非、ス、故、ニ、彼、地、へ、輸、出、品、ニ、テ、損、亡、ス、ル、片

十  
務  
省

ハ又彼地より高地に輸入品ニテ其損ヲ補得ヘシ此概何  
ソ失スヘケンヤ而シテ之ヲ行フノ法方如何ニ博物館ヲ  
立テ及ヒお高ノ名代人ヲ撰ヒ置クハ之ヲ行フノ良法  
也切モ高博園ニラモ日本ニお高ノ名代人ヲ遣スヘキ  
ハ不候言也其他以大目的ヲ達スル為メ支國ノ際ニ  
船路直達ノ法ヲ立ツルニ付之ヲ扶助スルハ肝要ナル者  
也其最初ハ唯日文商法コンシグナチヨンスハシテ  
ヲ立テ為換所ノ中立ニテ之ヲ行フベシ然レモ  
ツノ問題若兼テスヘキ所ナリ一ニ曰ク漢國日本ノ際  
ニ貿易ヲ盛ニスルハ何ソ羨テ非スマニ曰ク此ノ業  
ヲ成就シ得ヘキヤ三ニ曰ク此目的ニテ何ヲ成シ得ヘキ  
ヤ今爰ニ支政府ニテ直達ノ法ヲ立ツルコトヲ目的トナ  
シ双方名代人ヲ撰ヒ置カルハ兩政府ノ課頭タルヘシ

カシメルラードコーン氏前言者ノミツケルカ氏ノ  
言ニ及ヒ自ラカシメルラードノ任ヲ辱クスルニ因  
リ其卓見ヲ陳テ曰ク斯ク為換所ニ因テ商法ヲ行フ  
ハ全ク良法ニ非ス且ツ此國ニテ賣捌ケサル物品ヲ  
他國ニテ賣捌キ其損亡ヲ補フトノ説ハ輸出品ノ法  
ヲ全ク誤解スルナリ如何トナレハ素ト其物品ヲ製  
造スルニ當リ之ヲ賣捌カントスル國ノ風味越白  
習ヒ製造スレハナリ○同氏ハ政府ニテ後々置ク買  
品學校ノ不逞ナルヲ憐ミ而シテ政府ヨリ工業ヲ扶  
助スルカ如ク又貿易ヲ扶助スルコトハ敢テ反對論ヲ  
不吐露ナリ保シ前者ノ陳ニ政府ヨリ手ヲ下スノ  
説ハ全ク利益ノ者ト為セリ只同氏ノ目的ニテハ自  
身兼ニテ行フ如ク若壯者ヲ工業貿易研究ノ為メ

十  
務  
省

東洋ニ遣り彼ノ情態を实地目撃セシメ他日母國ノ  
上之ヲ基礎トナシ東洋諸國ト貿易ヲ結フヲ以テ良  
法ト爲リ且ツ當今三億ケルテシノ輸出高アルニヨ  
リ我漢國ニ輸出品ニ不負ルハ國民ノ不入於所也政  
府も之を以テ日本ノ輸出ヲ助クルハ實ニ利益  
ノ事ニテ當今日本人ノ貿易目的ヲテ全歐州ヲ徘徊  
スル者ヲ以テ例トナシテ舉論シタリ  
ニニステルラー卜副書記官チールクホウスキ氏斯  
ク漢國日本ノ際ニ貿易ノ不盡ナル基礎ハ漢人ノ日  
本ニ在リ貿易ノ事ヲ務メ因旋カスル者ノ少キニ在  
リト因テ伊在利ノモニチウ井デヲ以テ殖民ヲ盛クシ  
其地殖民ヨリ布國ノ貿易ヲ因旋スルヲ以テ舉ケテ例  
トス

博士ワケ子ル氏叔ヲ以テ諸説ヲ以テ見ルニ今輸入出  
ニ供スル物品ナキニ非ズ其有ルハ可議ナリ先  
是ニテ論ノ大眼目ハ有りタル者ナリ今次ニ論スベ  
キ事俾ハ定或ノ運賃ヲ立置クヲ止ムルニ在ロイ下  
會社ヨリ申来ル趣ニ由ニハ今之ヲ真ニ決スルハ不  
能斯ル運送ノ結付方ニテハ日本ト輸入出ニ付キ弟  
一ニ商人ノ驚愕ヲ招クニ足ルノニ併シ今ハインブル  
グ或ハ「トリエスト」ヨリ爲積ノ趣向ヲ付ケ別爲ノ場  
合ニ於テハ更ニ運賃ヲ廉直ニ爲シテハ日本博覽會事  
務官「トリエスト」或ハ「マルセル」ヨリ日本迄「グロ  
キ」トトルニ付運賃只百フランニクト定ムル如クセ  
ハ又何ノ人ヲ驚愕セシムルニ足ラニヤ先ツ右高ノ  
試験ヲ爲シ漢國ノ工業者其用意ヲナシ而シテ相商

ト  
務  
省

ナル者換所ヲ以テ之如即テト為スノ説ハ多極其商  
ノ事ナリ目テ右試驗ヲ行ノ前ニ當リ日本政府ニテ  
ハ津國ニテ之ヲ助クルノ方法を置如何ヲ問カン  
ヲ希望スルノミ日本政府ニテ希地ノ博覽會ニ捧ク  
ルニ巨大ノ金ヲ以テシテ特命全權大使岩倉閣下  
ノ詳明スル所モ皆津國日本ノ貿易ヲ盛太ニスル目  
的ニ非ナリトモ右モ其希望スル所ハ直達ノ貿易ニ  
ナリ即チ右ニ付代理渡邊氏トテモ同様ノ目的ニ  
若津國ノ工業者ヨリ日本ニ名代人ヲ差送ラル、節  
去當地公使館ヨリ其名代人ヲ日本ノ大商ト一致ナ  
サシムヘク彼地ノ政府ニ申達ニ由ルニ夕日本政府  
ニ由ル關係ニヨリ兼テアルニキハ同氏ノ豫メ保護  
スル所ナリ津國工業者ヨリ即チ此舉アリテ東京ノ

去當ナル商會ニ任委セシムルニ於テハ其裨益多カ  
シルヘシ右モ右日本政府ヨリ世話アリタル商會ハ  
其他ノ高法市場ノ景況ヲ外國人ヨリ精シク知り居  
ルハ不憚言也右モ多段ヲ以テ直達之貿易ヲ阻立得  
ルハ日本政府ノ重クナル所ニテ渡邊氏ノ深ク注意ア  
ル所ナリ  
カニメルヲトコトニ氏日本ニ於テ今外國人ニ  
國内旅行ヲ不許ルニヨリ直達ノ貿易ヲ輕便ニ行フ  
ヲ不能トシ且ツ政府ニテ不保護トキハ彼地ノ商人  
我商人ニ對シ於念ヲ抱クナルヘシニニステルヲト  
博士ニケルカ氏ノ陳ヘシ為換所ヲシテ此地ヲ為  
サシムルノ説ハ右ニ甘巨大ノ金ヲ要シ行レ難カル  
ヘシ

博士ワグズル氏渡邊氏ト譯後ノ上チニメルマニ氏  
ノ説ニ付詳明ニテ曰ク右ノ如ク代理官ノ申込ニテ  
日本政府ニテハ滿島ヲ以テ漢ノ商人ヲ日本ノ高商  
ト引合スルノ所アリアルベシ之ヲ漢國ノ工業者公布  
アリテテ然カモモ渡邊氏之説ニヨリ日本商會ニ右  
所扱を命スルハ事情報告ホノ為メ日本商會ニ右  
代人ヲ差出サシムトモ差支ナカルヘシ右右支壯氣  
ノ者ニテ然ル者ノ給料ハ必クトモ一ヶ年英貨三  
百磅ヲ与ヘラレテ然是即チ支那ノ政府ニテ租稅權  
古ノ為メ壯氣ノ歐人ニ給与スル所ノ都合ナリ  
後長諸役ニ答テ曰ク双方ヨリ一般ノ名代人ヲ設ケ  
ルハ實ニ希望スル所ナリ且ツ商法ニ通シタル者ヲ  
日本政府の世話ニシタル大高ニ送り扱スルハ大ニ裨

益アルベシ○右輸出ノ所産方羊ニ試験ノ為メ物品  
ヲ日本ニ送致シ以テ咸府貿易會及ヒ下部漢國ノ工  
業者ニテ彼國ト貿易ヲ開ク萌芽トナスヘキヤ否ヤ  
ハ漢國日本辦理公使リツトルホニシエツフヘル氏  
目前ニ於テ論決アルヘシ○此事ハ日本國ノ國益ト  
ナルニヨリ博士ワグズル氏近日中日本ニ歸リ滿漢  
國貿易省ヨリ日本辦理公使ニ遣シタル尙年七月十  
七日附一萬六千二百六十四号ノ書東ニヨリ日本政  
府ニテロイ下高社ニ扶助アルヘキ様周旋ニ至致キ  
ニ因リ直達ノ結果ヲ互ツルハ別ニ雜事トスルニ不  
足ヘシ

是ニテ此會豫ヲ了レリ



七月十七日附去以て先任辨理公使佐野常民閣下は  
宛及貴東及五月十六日附去ロイド會社之記事を法  
贈以下落意即ち是等中進及儲換國ト日本トノ間ニ  
船便ヲ直通セシムルニ付ロイド會社之損亡ヲ我政  
府ニ於テ支給可致哉否ニ法尋ニ於テハ乃殘念何ニ  
トモ是約束難致候是迄閣下辨理公使ト書面并口上  
以テ談判致来及趣ハ今漢國ト日本國トノ通商ヲ盛  
ニスル時ハ兩國ノ商人真ニ品物ノ取引相始メ是迄  
ノ如ク他國高人ノ媒介ヲ待タサルヲ要スヘク且ツ  
此目約ヲ達スルニハ日本國トロリエストノ間ノ船  
賃減却其便利ヲ與ヘ及事ヲ期望致及る已元トリユ  
ストハ地勢宜密且ツ西洋ノ中央ニ位置スルヲ以東

洋々貿易盛大ニ趨クヘク及右減價ノ儀ハロイド社ト  
他ノ通航會社ト談合及テ出来テヤリテ相考及後ニ有  
ク然ルモロイド社ノヤ出ニ依リ左降キ後東輸出増  
加スルモロイド社ノ取分ハ減ニ難キ概キニ及上ハ  
右減價ノ及ハ他會社ニ関係スルノ方及他無ク得ニ  
有ルモ他社ニ附キ談合ヲ致スルヲ好ム日本ロイ  
ド社ヲ以テ直返ノ路開キ及上ハ作程ノ便利ニ有之  
實ニ希望仕及得ル當今ノ時情ニ及キ我政府ニテロ  
イド社ノ損亡ヲ拂償ニ後期ニ難及右降キ進取表  
敬意及以上

明治七年癸酉十月

代理公使渡辺浩基

漢洪皇帝通商勸業執政

ア、バン、ハンス、閣下

千八百七十四年於咸府八月廿九日下部瀧國工  
業社總會此譯稿

議長 全社の議長カール、リツテル、ホニ、チニメ

メルマン、ゲルハイム氏

譯稿筆者書記古代理レヘッラー氏

内外諸貿易及ハ工業社より出頭有る諸氏

但チ右氏ハ爰ニ畧ス

議長 拙者今日下部瀧地利工業社の總會を開き殊ニ  
外國貿易社及ハ工業社より各位出頭有るハ深  
ク謝意及及キ也○抑々今日の譯稿ハ諸君の既ニ  
知る如ク貿易工業の方法を以テ東洋との貿易  
関係の譯論ニ及ハむとを希望及今般形

と命ぜらるる多し并理公使ホーフラートホニシエ  
ッフェル氏より彼國の事情景況を申述するべし  
右演述をりる後其模様によりて事後議論を改  
ひ随て移すの希望を達し得むと欲す因る爰に  
并理公使より陳述あるべし

并理公使ホーフラートホニシエツフェル氏 扱て省て諸彦  
と元の議堂より諸彦を以てし一既こ子少る六十  
九年第一月十五日より係り南時英吉利澳地利の  
諸彦約を閱し拙者後諸彦より其わ事を奉り陳  
せざるを得ざるなり今之より引替へ愉快の事を  
陳せむと希望す○今も爰に少頭ある諸彦の舊友  
拙者等ハ既と承く此社の盟列にかり承り是より  
て是より決意と曰く只此社の盛大なるむあしと

を渴望する者も茲今般拙者等命を斯うも遠境  
に奉り我國の貿易工業を盛大にする此目的に  
其因を為す前諸彦と協議諸彦を以て拙者等奉  
命を奉り事務の基礎となさむと存す○今拙者命  
を奉り諸彦各部の爲め代理する所の事務ハ三  
ヶ國に關涉し其内を三ヶ國ハ既と二五百年來  
の立國して其政府ハ即耶蘇降誕前六百年より  
以來帝統絶つる國ハ百二十世より係り斯く  
二五百年の久きを確依然舊統を仰ぐの國な  
り此古國ハ我國より人の海月七やる処なるむ  
歟係り此國乃人民性質風習等ニ好まざるの國  
ありて外國と交際を創しよを一旦舊弊を海底に  
拖ち諸事を一新し長人の大志を以て速く歐洲

十 卷 首

乃開化之途以及其初と期を以て國の我裨益をな  
すや實に驚愕せざるを得むや今爰に彼國と買  
易を結むとあるに際し尙ほ彼國古今の景況治  
革を考へて演ずるハ諸彦に裨益ある事と存せし  
毛故(以下)日本の中歴史を揚ぐ今之を畧し唯其  
要を摘む)

換瀆乃輸入ハ一千八百六十年より六十一年迄  
ニ三割増す則る九十七万令ニ百三十万令に  
より三万令七万九千八百令に至る輸出  
ハ八百三十八万三千百二十より五百五十八万  
九千四百八十令に減ち長崎の輸入ハ百  
四十万輸出ハ其の令三万令にナリ〇千八  
百六十年の総貿易は二百万令にナリ

千八百六十七年肉乳たる貿易衰微し外人之利  
を得るハ只其を賣ルに止る乃に八年己未日本  
に賣却せし蓋し年額通計ハ十三艘ナリ此年  
船ハ十の年内六十艘ハ英十七艘ハ米三艘ハ獨  
或艘ハ蘭に係ん其の七十九艘之價ハ人々知る  
處ナリ其價五百七十方ドルに付七十九艘  
三子令三十八ドルに付  
千八百六十八年換瀆之貿易

生糸	千四百方ケルテン	本島物	八百方ケルテン
輸出種紙	六百万日	支那物	六百方ケルテン
茶	四百万日	支那物	四百方ケルテン
		支那物	四十万日
		支那物	百五十万日

合其千四百万  
合其千令四十万  
洪深ト日本トノ貿易条約ハ英ノ公使に依りて

伊國ノ在来ノ條約ニ基キ同様ノケ条ヲ以テ不  
能ニ其内緊要ノ一ヶ条ヲ加ヘタリテケ条ハ陳  
ノ領事ハ商人ナルベカラズ云々

拙者佛人ヨリ聞ク日本人之性質多クハ佛人ニ  
似タリ彼國ニ至リ常ニ目撃スル迄ハ之ヲ信據  
ス致セ今先ツ彼國地理上ノ位至及ヒ政權上ヲ  
以テ云フトキハ東西西ノ古英國ト稱スヘシ  
庶幾ハ訪平地圖ヲ把ヒ寫トシテ英國ト比較ア  
ルベシ英ノ歐州ニ於ケル日本ノ西亜ニ於ル  
其位至實ニお好スルニ非スヤ支那ハ末夕舊習  
ヲ固守スル者ナレトモ日本政府ハ貿易ヲ以テ  
其國ヲ利セント欲スル者ナリ先ツ鐵道ノ一事  
ヲモ日本ノ支那ヨリ進歩シ居ルハ知ルベキ

ナリ支那ニ入ルハ漸ク之ヲ造ラント欲シ日本ニ  
可ハ強ニト之ヲ造リ成スニ至レリ諸君亦亦知  
ノ通り日本ノ國ニ入ルモ亦同ヘ我ニ裨益アルコ  
ト充分ナリ然ラズ我海國ノ名代ハ日本ノ外ニ  
モ廣大ナル支那又之ニ加フルニ遲延アリサレ  
ハ一事以テ我ヨリハ貿易者等之際ニ方リ我ニ  
求ムル必ス事ヲ執リ且廢レタル貿易セ挽回  
振起スル能ハサルハ不待論判坐ナリ○國ノ遠  
クニ隔タルハ暫ク論セス高ノ直通工ノ不直通  
上ツニ質問ニ答ヘ又ニ事ヲ一ツニ取扱フ事難  
シ叔我職掌ト云ハ自ラ事ヲ降シ且我死小ナル  
領事ヲ指揮スルナレハ各貿易場ニ條約上原意  
ヲ以テ固執スル必ス英ノ願事ニ於テハ如何ト

十  
務  
自

モ為シカタシ故ニ各々自ラ保護シ其保スル所  
ヲ以テ合力振起セサルヲ得ス商工共余ニ於テ  
ハ多怪者ヲ撰テ高買ヲスベシ商工モ又手堅ク  
之ヲ遵守スルべシ甲ノ弱我ニ帰シ乙ノ弱我ニ  
係ルナリ○迂曲ノ道ヲ以テ政府ニ彼地ノ近況  
ヲ問質シ又ハ我一子ヲ以テ工業世界ニ甘報告  
スルハ能ハサルナリ故ニ諸君ハ此國中心ニ在  
リ威府ノハニテルスカニメル連綿アルヲ以テ  
諸君ノ社より幹事ヲ撰置シ余より施示スルヲ  
即テ達セシむべし云モ何ノ方法何ノ処又ハ幹  
事ヲ至テ余ニ問フ出シ又ハ報告ヲ布達スルホ  
ノ事ニ至リテハ諸君ノ議定ヲ仰ガ  
後長口ク爰ニ論傳ヲ始メラルべシ

イドワルドコロップ氏 三年前拙者英徳國ニ在リ  
見分セシ事ヲ述ヘ且陸尾ニ述ケ曰ク諸君自爾  
ノ利益ヲ思ヒテ自ラ手ヲ隠去ラズ其方有利益ナ  
ラニ且拙者英領事館ノ貿易ヲ弱ニ對シ其爲ス  
劣ニ僅少ナルヲ見ル故ニ拙者ノ者ヲ貿易ニ調  
ヘノ爲メ彼地ニ差遣サレ度事ヲ希望セリ是今  
日再ハ諸君ニ申陳スル処ニ候  
ヲーベルストリーベルト、テ、パラデス氏 今爰ニ年  
理分使ホリフラードワリワテルホニシエツフエル氏  
ノ言ヲ聞クニ劣ニ裨益アルニ説ク其是且ツ差  
ヲ及スト云フべシ故ニ拙者ノ馬蹄ヲ入ルニ処  
ニアラス只モ後案ノ末尾ニ至テハ御力拙案ナ  
キニ能叔被後案ヲ行フノ方法斯カル大會議ニ

十  
番  
首

於る決定スルコトハ素ト推シトスル処ナリ内  
務省理局<sup>フルワルトウシクス</sup>ニ於テハ  
ヲ設ケ全ク此事ニ依テセシメ報知書亦ヲ寫ト  
取調シメ是ヲ基礎トナシテ次ノ院會ニ協任  
ヲ乞フハ右并理公使並ニ我漢國貿易工業者ノ  
大希願ヲ達シ得ルナルベシ今我國ニテ輸出品  
ニ富ムハ決テ其ノ知ラズルニテ於テ入レサル所ニ  
テ近來只内國ノミニ在ル高法ヲ外ニ是レリトナ  
スハ是誤ナラサルヲ得ニヤ○今我國ニ在ル他國  
ト格據ヲ塊サル物品ナキニアラズ斯ク内國ニ  
於テ高事ニ揮出際ニ在リ輸出ヲ盛ニスル法ヲ  
立テ外國トノ貿易ヲ擴皇スルハ肝要ナル所ニ  
在リ且此時ニ在リ法工業者高クノ巧策ニ習ヒ彼

ノ財本ヲ分テ立キ一方ニ在リ損失スルトキハ他  
ノ一方ニ在リ損ヲ償フノ策ヲ設ケルヲ要ス何  
ソ彼愚高亦其全産ヲ一ニ傾キ一損挽回スヘカ  
ラサルノ良轍ヲ踏ムヘケニヤ此等段ニ在リ外國  
トノ陸付ヲ立ル者一商會ヲ立ツルヲ要ス只  
恐クハ商會將ニ曰フトス何ソ遠國ト商法ヲナ  
スヲ用ヒニヤ既ニ近國ニ在リト此近國ニ在リ  
是レリトナスハ我漢國ノ物産ヲ注文ニ因テ賣  
買スルノミニ在リ其際大ナル損失ナキニ能ハサル  
ナリ如斯商會ヲ立ル者ハ利益ヲ得ルコトアリ  
ト云フモ只東京下渡トノ一商法ニ在リナリ斯  
カニ商法ハ他ニ求メ得ル者ニアラスヤ今爰  
ニ物品ヲ精製シ好價ニ賣捌キテ大利ヲ得ルヲ

十  
務  
省

要ス且日本支那ハ其國遠シ斯クテ今其國ト我  
津トノ間ト又我物品ヲ好價ニ買入ニトスル  
ノ國ナレト下言シヤ庶幾ハ諸國ニク之ニ注意ア  
リ并理公使ノ議案ヲ速ニ実行セラレ度故固る  
再ニ爰ニ拙案ヲ復述スフルワルトウシクセラ  
トトスル更ニ幹事ヲ置キ全ク此ノ務ニノミ從  
事セシメ又隨テ次ノ院會議ニテ協議アラコト  
ヲ云モ此幹事ハ敢テ多クノ人負テ要セス少負  
テる可ナルヘク哉

カシメルラートトハールド氏 元來リツテルホシ  
ニウエル果ハ多年我社ノ同盟トナリ且同盟  
迄其切多ク今我支那日本ノ并理公使トナラ  
ルニヨリ我希望ヲ達スルナルニ今拙者全

社ノ名ヲ以テ此満悦ヲ表ス 夙言 爰ニ拙者  
此席ニ出頭ニ至止スルヲト然ツテ敢テ一言ヲ  
陳述ス抑并理公使ノ希望ハ常ニ言案ナル者ニ  
同業業尾ノ議案是此議ナリ同盟公使ノ職務何  
多クモノ云々説シシ付テ一語ヲ述ベサル  
ヲ於テ商人ノ輩モ其望ハ必ク公使ハ昔々權ヲ  
有スナルベシ○方今我國ヨリ諸國へ名代人ヲ  
出シ置ク多カラストセス然ルニ其苦情ヲ訴ル  
ヤ皆畫一ニシテ畢竟其人其職務ヲ必ク  
リテモ彼令其名代ヨリ報告アルモ多クハ實地  
上ノ用ヲ必成保今ヨリ後東西亞ヨリ得ル所  
ノ報告ハ實地ノ用タルヤ期待スヘシ聞ク英佛  
白耳英獨逸ホノ名代人ヨリ告知スルコトハ有



あるる常ニ商會其財本ヲ用達ツニ堪ル其報告  
や費用之博く夫ニ付孫輸出ニ益利アルや否ヲ  
算出シ能フ是諸君ノ皆知ル事ニ可成る珍事ニ  
アラサルナリ如斯報知ハ我國ニアルコト少シ  
此際ニ當リリツテルニエツフル君ノ任察と重  
要ニシテ且東亞西亜ハ我國ニ於テ他日ニ希  
望スル國ナリ候ニ其國遠ニ色キフテ報知アル  
ハ事ニ難カルヘシ我名代人此良法ヲ設ケ此難  
事ヲ除カニコトヲ祈ル○他國ノ商會其名代よ  
り其地ノ報告ヲ得ル如ク我商會工業者モ今  
より東亞西亜ノ名代人より常用ノ報知ヲ得ル  
コトハ拙者等總商會ノ名ヲ以テ希望スル所ニ  
可成る總商會之ニ一致スルハ拙者ノ保障スル所ニ

後○彼の國ニテハ文歸物モ賣捌キ得ルヤノ様子より工業  
ノ裨益ヲ大ニスル為メ斯カル報知ヲ得ルハ實ニ  
渴望スル所ニ後ニモ姑メ先ツ之ヲ創案セハ漸  
次ニ進歩シ以テ我產物ノ裨益ヲナシ彼國ト貿易ヲ  
盛大ニスルコトヲ得ル顯然ナリ也○彩任の兼理公  
使占實際上の報知より彼地ニ適當ノ物品並ニ之關  
係直展ホ委シテ告ケ知ラサルハ方今ノ急務ニ  
可成る拙者等ハ其報知ヲ見コトヲ敢テ待ツ  
者ニ後且拙者ハ前言者ヲベルスト、リツテルニ  
パラダス氏ノ意ト同シク我國產ノ遠ク海外ニ  
流ルヲ見ント欲ス是迄我領事職より得ル所ノ  
報告ヲ奉クルニ多クハ只公報官省上ノ事ニ係  
リ商會ノ用ヲナスマシニ爰ニ拙者等再ニ大希

至ヲ述フ并理公供君宜及此意ヲ體認セラレ隨  
ら高倉東西西面、景況ヲ知り大ニニ我國ナリ  
スルノ至ヲ失サラニコトヲ得ルハ拙者、保澄  
スル所ニ在

メボシ氏 前言者領事職報告ノ弊ヲ挙シテ是レ其悦  
ト稱スヘシ保シ如別ハ外必名代ニ請求スルヤ多キニ是レ恰  
モ外必ハ名代人ヲ以テ務ル高倉と見做ル不同ノ今拙者乃  
述る所淺ふも亦も難キ事也是レ亦以テ此所不  
あり是レ英人の為ニ所と見做ル之と異リ拙者承  
彼地ニアリ之ヲ目撃セリ彼何ヲ商法ヲ以テ  
領事ヲ用セシヤ只自ラ商法ヲ以テ領事ヲ以テ  
之ヲ保護セシムルノニ爰ニ英ノ名代人商法上  
ノ景況ヲ一ニ報告スルト云フハ所カ虚トス

ルニアラズ併シ今リソテ此ホレシユフエル氏  
ノ奉命スル職務ハ閑スルノ地廣クシテ十四湊  
ニ跨リ全湊ノ景況全國貿易ノ情態ヲ一ニ研究  
セラレムコトヲ請求スルハ實ニ能シ難キ知ニ  
是レ抑々各港各州景況自ラ異リ因テ我國の輸出  
ハ自ラ其情態ヲ研究スルヲ要ス政府ニテハ只  
コノ保護ヲナスベキノミ拙者等元來工業者ニ  
アラズト云トモ曾テ此事ヲ淺薄スルヲ辱フニ  
當時既ニ慎ミ利昂度及カブコトニ、為ニ輸出高倉  
ヲ立テ其高倉ヲ合本高倉社 アクチーレゲセルシヤフト  
トナサスシテ殊ニ各輸出人各モ高倉主トナルヘキコト  
ヲ達論セリ今如斯高倉ヲ立テ各皆モ高倉主トナリ  
セモ各モ高倉主トナリ一人之認名代ヲ出ス時ハ難キ各

社の頭割甘些々々目的ニ達スヘシ先ツ此等後ニ  
高法と濫行との後ハ我國の名代人も隨之試保  
漢正のの方行々々前言者の言ふ如く外國一派  
出居る改權上の名代人より貿易事情ヲ一報  
告セシむるは以テ其の説ニ是也抑者の馬車  
或入る所るり諸君之と云々

ウ井ルヘルムケニワイル氏 拙者も亦ハールド氏

の説ニ全く取扱はる能はざる外國ニ駐劄する  
名代人として高法の世話を為さしむるハ是清  
求の甚き者なり斯る清求小成する人物ハ今  
より後降延はるやと雖斗亦是らも是ら  
くハ今世アリ人なる處ハ是れハ其の  
説ニ是故ニ清求するにあり以テ名代人

ハ貿易改權上の大關係を覺悟せしむるは  
を要す高法上の報告ハ各商會間の事にて  
改權の事に非ざる○各國貿易上揚者の況更  
に此の道出つたまき者其の貿易ハ輸入品と相  
關を今後に我國より日本一物品を送るときハ  
日本ハ何様にして拂ふやを問べ一日本人拂  
ふに金貨にてせよして必す物も亦以て是ら  
るべし是即物品の交換にて我國一の輸入品  
差額の額ハ即我國より輸出品の代價あり然る  
に我國の商改を通過に邪魔を爲し都合なき物  
おも入る能わす然て日本との際には如何  
我國との全高法とても皆然り是れ我國の速  
各國貿易を盛大にせざる能はざるは根原は此

害我を除きハ吾國との貿易我盛大にさる  
能ざるべし

ハ―ルド氏 為前言者の言は聞かざり止まるる  
能ざるに再び爰小愚我陳を相前言  
者カポニ君ハ物者の言は以て改権上の名代人  
に請求するより多きに過るとあるを慮るハ彼  
の瑞西自身義獨逸の名代人より造りある願  
事官の報告を續きむるを然ル後前言者  
彼事官者法を深く注意し委曲物者の陳べ  
し如く其報知書彼國に許多の益何るを知り  
せしむるべし○前言者の説の如く我國の名代人  
に商法の報告を請求するとも敢て之を商會の  
旅外人と看做さざる言ふべし商人や我彼に請求さ

る事ハ名代人彼地の豪商と懇親を結ハるゝ出  
とを見放て名代人の官職を賤しむる小非ざる  
なり 卓言又前言者ケレツイル氏の説乃如きハ  
同氏を説を深り陳るゝ知るべし 史記日本  
支那との貿易を以て只物品の交換とあるを  
是言し之 瑞西英吉利人の如きハ大なる交換  
商法を以ハるに如く之故に只同氏ハ法大  
率交換商法に用ゝと言ひむと欲するなるべし  
彼の商人物品を買入る物我以て拂ふとある  
之を交換物直ニ之を以て金と引替はるゝ者あり  
之を以て同氏ハ其の交換商法と誤認するある  
べし 今我々新漢國工業會の諸君彼説を以て  
去るゝあるを以て我々我々の物者一言を述ぐ之を

明著せざるを以て 卓言々、

ヨハン・リヒテル氏 揚者幾テツシエンの工業者名  
代人となりて其の無理を使の地接成辱し波ル  
希望するありとあり然れどもや南今二条の願  
事有り皆我地方工業の裨益をあるを以ての者  
あり一曰く即木細工ホルツグ井ベライの事  
に之は既に日本と直造の踏付有りたる高  
法ありしと先方に之を拂方運くを以て中絶し  
するものあり今揚者幾テツシエニ以て以後  
ハ波日本に我國より名代人を以て是を物品直  
造の方法保護あるべき苦ありと報するを以  
ハ此工業に對し幸ふあるべし元來此物品  
日本に輸送するもや既不久し併し常に無害利

加のよび既たるを以て直心日本に輸送するを以  
ハ其益多うとすべし右無害利加人のよび既たる  
るを日本に之を拂方の運くを以て中絶し  
價少く商人の幸ありきも亦なり二ふ曰く即造花  
製造所あり是を東北ベーマン感有りし今佛  
と威府の造花製造所ハ歴々ありあり物有り今  
を佛人のよびを以て支那の買入居りしと直心  
支那より買入るものと以て其益多うとすべし  
ウ井ルヘルム・ケンツイル氏 揚者の陳する交換高  
法の況に逆するを以て揚方揚者之を拒まざるを得  
らぬと物不と交換するを得り思ふ尚水と  
交換貿易と看御するハ是思わざるの甚しき者  
且物不と物不と以て相交換するも交換貿易と

言として何う元輸出品の大目的ハ正直と國  
内入つて志望とを要するあり今北洋支那日  
本の如く港を閉つて國内々に在るや試み先づ  
英の好新貨紙を把り港に置く然る後支那日本  
一送港の多き事を知りて一邦く支那に港  
に買ふ事多しと雖も是れ我國に惜むる  
ハ彼と此品を以て貿易を為し能りて港を成さ  
しめ港を多しに於てハ我國少くはつ他國より港  
を買入る事必要を只物取の交換少くは港の  
不足と正港に補ひ是の事

ホーフラート、リツテル、ホシ、ヒユツフル氏 拙案に  
も前を脱共に通ふ及なりと云へうと一ハ領  
事官と云ふことあるに過ぎ又一ハ領事官に

港を多しに過ぐ余の目的ハ身代社の盟員に  
在り而る諸君彼國に向て為る事力代りて助  
成せむと欲す○我國の領事官を廠者をこそ  
ゆゑや吾ハ是を知る所にあつても只我國貿易條  
約十三章に於てに然る條約海方諸港に於て英  
の領事官に委託するありハルド氏ハ之  
以希望しと望む事既にあり元來最初の條約  
に於て商人が領事官に委託せしむる事と  
商人が領事官と委託ハ其弊隨ち多しと云ふに  
於て其弊を路に入る如く前途の懸念を能く  
商今の処に於てハ商人を領事官と委託せむと欲  
すと云ふも豈海に於てもや是澳洪支那院と

蚕にも能わざる如きなり或く和國より如斯く大國  
小只一の名代店を置くより勢ひ英の領事店  
に要利をせざるは得ざるにして英の領事店ハ其を  
受果して行くに傾くや法君熱く之を思ひ拙  
者手元に控くの言東行り願事此苦情を訴ふる  
や實に多し<sup>元味</sup>願事に実を苦情を訴ふるや稀か  
る考に<sup>別表</sup>行り高人目録を失ふこと願事に  
歸る今彼國と商法の不盛の源ハ故く願事の失  
と言ふべし<sup>別表</sup>先年一千八百六十九年和國南  
支那と條約を結ひて一千八百七十四年ニ於て  
ハ和國の支那に於て<sup>別表</sup>三十三條目<sup>別表</sup>六十四  
六年に<sup>別表</sup>十二條目<sup>別表</sup>條約を交す一<sup>別表</sup>名代人を彼の  
地に置く<sup>別表</sup>後千八百六十八年より今七十一一年と

四ヶ年間に更に彼の地に控ふるの舟あり斯く  
東亞細亞と貿易の不盛あり全く運輸の價を  
にあり是れ<sup>別表</sup>領事店の要し<sup>別表</sup>知に<sup>別表</sup>行り<sup>別表</sup>○物者  
幾見よの地位に在る報告する者ハ願事其  
願事店を知らしめ<sup>別表</sup>英の領事店の為する如  
あるべし○願事ハ<sup>別表</sup>商會に<sup>別表</sup>裨益<sup>別表</sup>増え<sup>別表</sup>むべ  
し<sup>別表</sup>益を<sup>別表</sup>斗る<sup>別表</sup>要を<sup>別表</sup>英吉利の<sup>別表</sup>象高<sup>別表</sup>り<sup>別表</sup>額<sup>別表</sup>に  
杜若の者<sup>別表</sup>日<sup>別表</sup>本<sup>別表</sup>に<sup>別表</sup>遣り<sup>別表</sup>彼<sup>別表</sup>地<sup>別表</sup>の<sup>別表</sup>事情<sup>別表</sup>を<sup>別表</sup>研究<sup>別表</sup>せし  
免自ら<sup>別表</sup>和<sup>別表</sup>成<sup>別表</sup>する<sup>別表</sup>を<sup>別表</sup>望む<sup>別表</sup>英<sup>別表</sup>より<sup>別表</sup>ハ<sup>別表</sup>象<sup>別表</sup>家<sup>別表</sup>より<sup>別表</sup>杜<sup>別表</sup>若  
の者<sup>別表</sup>彼<sup>別表</sup>地<sup>別表</sup>に<sup>別表</sup>至り<sup>別表</sup>彼<sup>別表</sup>地<sup>別表</sup>の<sup>別表</sup>形<sup>別表</sup>勢<sup>別表</sup>を<sup>別表</sup>研究<sup>別表</sup>を<sup>別表</sup>然る<sup>別表</sup>に<sup>別表</sup>我  
の<sup>別表</sup>願<sup>別表</sup>事<sup>別表</sup>せん<sup>別表</sup>と<sup>別表</sup>欲<sup>別表</sup>する<sup>別表</sup>者<sup>別表</sup>ハ<sup>別表</sup>只<sup>別表</sup>寫<sup>別表</sup>字<sup>別表</sup>成<sup>別表</sup>以<sup>別表</sup>て<sup>別表</sup>業<sup>別表</sup>と<sup>別表</sup>せ  
る者<sup>別表</sup>三<sup>別表</sup>名<sup>別表</sup>彼<sup>別表</sup>地<sup>別表</sup>と<sup>別表</sup>する<sup>別表</sup>の<sup>別表</sup>○<sup>別表</sup>今<sup>別表</sup>拙<sup>別表</sup>考<sup>別表</sup>英<sup>別表</sup>國<sup>別表</sup>の<sup>別表</sup>為<sup>別表</sup>に

力に成る一百万の一に報んと欲するハ諸君に  
保託する知事只死ハ商地に於てハ勿論の如  
く壮年の日の日本支那に接し貿易商法を研  
究せしめ本國の裨益を為さんと欲する有志の  
者然るを以て然とてハ一時貧苦免むとて欲する  
者然云り也○今嘗て日本に於て出く成欲する  
壯年の者十二名概若方に届り出くると云々も  
ハ人物を只以て成去むと欲するの徒に於て  
に之を生活せし能く難きの者あり也○其内五  
人ハ士友に於て家産を相場商に於て破りし者  
之のあり今若く商地出く相商此處成ある社  
若若に於て日本に於て出くを望む者何ると云ハ我  
家の門戸を為に開き且資財に乏する助力と

も致すべし○トリユストハ我々の目的は遠き  
る樞要の地ありと云々も亦ハ商國の工業及  
商令上に更くハ其用成なきを先づロイド商  
會より茲に商國の工業成助多んと力成入已  
若の舟を以て廉價に日本支那に物品成輸  
送する成試みしハ格商賣にフォーベルストリッ  
テル、デハラデス氏の成採用せらるハ諸君ニ  
も裨益ある所要の事ト存也 卓藩々々  
議長 君早流君成務するを止るに於てハ諸君  
一言成述ふ相々此一条ハ政府に於て之を重んずる  
要あり故に日本公使佐野氏より貿易省より  
招致函洞ありん也此申知何りしに於て之に  
應じて余議成致す日本成法港と直造の通



私カ了立の状況あり、物者大いに歩理公使  
リツテルホンニ上ツル氏の言代嘉セリ、且目録  
中代見る澳國は、日本へ輸出せざるに適當ある  
物あり、富み、只是に要する所は、運賃の運賃に關  
し、他國と拮據せざるやの一事にあり、是則大に  
に難矣、所は、我國ハ、周回陸地に接し、然るに拮  
據を争ふ、此國ハ、海と近し、其代、我國の上品  
ある、文飾物ハ、日本への輸出に供せざる能はざる、且  
重目の物あり、海陸共に運賃大いに生る、他國  
と拮據せざるや甚難し、○今帝國、日本政府は、  
我澳國と更し、親和を強ひ、且つ商法上の事、付  
相親し、及との事、は、日本政府、今澳地利に  
く、以、ハ人と欲せざる、試高法、付、扶助あるべきを

弱を我澳國は、くも、亦、同種、扶助、何るを、物者、○  
フォーベル、ストリツテル、デ、パラテス、氏の、説の、如  
く、右の、幹事、を、並く、或ハ、試験の、為め、物品、を、日  
本へ、送る、の高社、を、立ると、き、ハ、如何、ある、物品、日  
本へ、送る、や、亦、一、小、利、潤、ある、試、要、を、知、る、こと、  
は、日本、一、送、り、ある、物品、他、地、は、く、不、賣、捌、けて、亦  
他、地、に、送、つ、べし、○、付、目的、は、遠、く、ある、ため、日本、よ  
り、他、國の、品、況、に、懸、念、し、他、地、へ、の、り、及、ひ、其、代、價  
ホ、殆、而、明、亮、ある、物、一、人、以、して、他、地、に、送、り、し、め  
右の、社の、為、に、力、以、そ、し、又、他、國、より、工、業、上、の  
巧、者、ある、者、壯、年、の、者、を、他、地、に、遣、り、他、地、の、商  
家、に、く、商、會、殆、く、外、國、人、と、未、だ、近、接、せ、ざる、州  
邦の、事情、に、善、し、き、者、と、相、親、見、せ、し、め、斯、く、て

同社へあるの仕年ある考により百奉艦に報告  
能ふ事あり、ありハ事業成就の上の事あるべし  
○右艦隊の試験に當りあるの政府よりある仕年  
子の入費を可補するをも云ひぬや、至洋一未  
し篤く不相立考、在之を以てに於てハ此と只  
外國人の手は強き以て貿易は我手に歸せし  
ぬ大いに我國は利するに足るべし、且つ日本の  
豪商と真不相接するを得ハ大いに協力が容易  
に、中立の利益も人々に益加え、在系外の外  
國人と隔絶する内地の地所と貿易はあり、以て  
べし、如く内地の商家と親むの策ハ未だ、此外  
國人に、例なく先鞭の良策あるべし、○今此大  
令發に於て、波國を商會を結付るに方法上論

議は重ぬる波國を依り、抑者ラーベルスト、リ  
ベルト、テパラデズ氏の議に在担を、少部灣國工  
業社の管理局に、右試験所洞の幹事任命、之  
以基礎とあり、て次の總會に、議議するの況、以  
嘉、も、因、而、今日、以、況、を、利益ある事とあり、諸君  
即ち幹事とあり、右の商會は、在るあり、付保  
助あり、た、一、單論、々々  
右ラーベルスト、リベルト、テパラデズ氏の議  
一同執仍、めの上、ハ、少部灣國貿易會及、少部灣艦  
隊部輸出社、と、招儀あるべし、事、あり

